

平成二十五年六月定例会 総務委員会委員長報告

十四番 松田 光平でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第七十六号 工事請負契約の締結について（長野駅東口バス待機場等整備工事）について申し上げます。

本事業は、観光バス、貸切バス等の路上待機という交通阻害要因の解消と、観光客の皆様の利便性向上のため、長野駅東口ロータリーに隣接し、バス待機場及び乗降場等を整備するものであります。

待機場、乗降場を出たバスは、歩道と交差して東口ロータリーに入るため、歩行者の安全確保は不可欠であります。

また、東口ロータリーは、これまでも駐車車両等により混雑しておりますが、長野駅善光寺口駅前広場整備の影響による更なる混雑が懸念されるところであります。

歩行者の安全確保については、バス退出口にゲート、回転灯、音声案内の設置を計画し、東口ロータリー内の混雑緩和については既に関係機関と協議しているとのことですが、いずれも重要なことでありますので、一層の配慮を要望いたしました。

次に、地域振興部の所管事項について、二点申し上げます。

一点目は、やまざとビジネス支援補助金についてであります。

本制度は、中山間地域の地域資源を活用したビジネスを展開することにより、地域における雇用の創出や地域内への経済波及効果、地域の課題解決など地域の活性化につなげることを目的として、地域内外の個人や団体が実施する事業に要する経費について補助するという新たな取組であります。本年四月八日から五月十三日までの募集期間中に四十一件の問合せがあり、市外からの三件を含む十六件の申請を受理したとのことであります。今後、プレゼンテーションによる最終審査を経て補助金の交付事業者が決定されますが、審査基準により、選ばれる事業が変わるとともに地域活性化への効果も変わってまいります。

そこで、次年度の募集に当たっては、審査基準における地域への貢献の比重について検討するよう要望いたしました。

二点目は、自治基本条例の検討についてであります。

本市の自治基本条例の制定につきましては、第二期都市内分権推進計画において、

条例に定めるべき事項のうち、その時点で必要となる事項について順次定め、将来的にその集大成として、条例として整備することとされており、また、都市内分権の推進を図る中で、住民自治協議会活動が活発化し、住民による自治活動が成熟していく段階において、条例化の機運が高まった時に研究していくとのことです。

平成二十二年四月に住民自治協議会が本格的に活動をスタートしてから三年を経過し、地域差はあるものの、市民の皆様への参画意識も高まってきております。そこで、自治基本条例の制定について検討するよう要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について、二点申し上げます。

一点目は、新第一庁舎及び新長野市民会館の建設工事についてであります。

東日本大震災の復興本格化や急激な円安による資材価格の高騰、労務単価の上昇など経済環境の急激な変化により、全国的に公共施設建設工事が入札不調となっている中行われた第一工区の入札が不調となり、再入札に向けての準備が進められているところであります。

完成時期については、これまでどおり、平成二十七年三月を目指すとのことですが、できるだけ早く、市民に完成までのスケジュール、契約額などを示すよう要望いたしました。

二点目は、防災備蓄についてであります。

第二次防災備蓄品年次計画に基づき、平成二十年度から毛布や簡易トイレなどの生活必需品の充実に取り組むとともに防災備蓄倉庫を増設するなど、災害発生時の対応力強化が図られておりますが、市民の防災意識の高まりとともに、更なる防災備蓄の充実が望まれるところであります。

そこで、災害時には避難所が開設される小・中学校への適切な防災備蓄を行うよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について、三点申し上げます。

一点目は、プロジェクトチーム等の成果の公表についてであります。

プロジェクトチーム等での政策形成においては、市民、議会が知らない間に重要な案件が決定されることがないよう、一定の成果があがった段階で、一定の基準を作って公表していくよう要望いたしました。

二点目は、シティプロモーションについてであります。

本年二月には、ながのシティプロモーション実行委員会が設置され、本市の魅力を高め、首都圏を初め全国各地に効果的に情報発信していくための取組が本格化してまいりました。

対外的な認知度や都市イメージの向上を目指すとともに、広く市民の皆様へ本市の魅力を共有していただき、市民パワーでのプロモーションを展開していくとのこと

ありますが、各種事業の実施に当たっては、その効果と効率的な予算執行の両面から検討してプロモーションを進めるよう要望いたしました。

三点目は、ＡＣ長野パルセイロに関する広報活動についてであります。

ＡＣ長野パルセイロでは、七月二十七日のトップチーム、二十八日のレディースの南長野運動公園総合球技場での最終戦に向け、様々なイベントを企画しており、市としてもパルセイロの取組のタイミングに合わせ、庁用車へのパルセイロ応援マグネツトボードの掲載など、様々な広報活動を集中的に実施することを考えているとのことであります。

八月からは佐久市において試合が開催されることから、北信のみならず、東信地域を含めた広域的な盛り上がりにつなげるような方策の検討について要望いたしました。

最後に、請願第六号 憲法九十六条の発議要件緩和に反対する請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「憲法第九十六条を改正する必要性がない。立憲主義の根幹に関わる問題として請願の願意を酌みとるべきである。発議要件緩和により、政権が替わるたびに発議ができてしまう。主要国でも、改正の壁を高くしている。憲法第九十六条を変えていくこと自体が、立憲主義を壊していくことにつながることである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「憲法第九十六条については慎重に議論すべきであり、発議要件緩和については反対とまでは言えない。これまで改憲論議に国民が参画する機会が、ある意味で無かった。最終的には国民の判断に委ねるのであるから、発議要件は緩和してもよい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行ったところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の中で委員から、憲法第九十六条の発議要件緩和に反対する請願では賛同できないので、採択に向けて反対ではなく慎重に行うべきとの内容に請願文書を変更した上で審査すべきとの意見があり、紹介議員を通じて請願者に訂正の意思を確認いたしました。訂正の意思はないとのことで、提出された請願文書により審査を行ったことを申し添えます。

以上で報告を終わります。